

JASSO 申込資格・申込基準

申込資格

経済的理由により修業に困難があると認められる人。

ただし、休学中、留年中(過去の休学が事由によるものは除く)、留学中は申込みできません。また、これまでに日本学生支援機構の奨学金を借りたことのある人は、申し込むことができない場合や借りられる期間(貸与終期)が制限される場合があります。外国籍の人は申込資格に制限がありますので、必ず学校に確認してください。

申込資格

「第一種奨学金のみ」または「併用貸与」(※1)

＜平成29年度入学者＞(※2)

中学校最終学年の成績の平均が3.5以上であること。

ただし、上記の基準を満たさない場合であっても、家計支持者(父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の住民税の市区町村所得割額が0円である者(※3)、生活保護受給世帯の者または社会的養護を必要とする者(児童養護施設入所者等)であって、次のアまたはイのいずれかに該当する者は、第一種奨学金又は併用貸与の学力基準を満たすものとして取り扱うことができます。

ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

イ. 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

＜平成28年度以前入学者＞(※2)

本人の属する学部(科)の上位1/3以内であること。

第二種奨学金

(1)～(3)いずれかに該当すること

(1) 出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。

(2) 特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること。

(3) 学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認めらえること。

※1 第一種及び第二種を同時に申込み場合のほか、既に第一種

または第二種の貸与を受けており、追加で第一種または第二種を申し込む場合も、併用貸与の学力基準が適用されます。

※2 途中年次へ編入学・復籍した方は、編入学・復籍前に在学しえ知多学校・学部・学科の入学年度を参照してください。

※3 奨学金が0円である世帯の学生生徒は学校型指示があった場合は家計指示者の「(非)課税証明書」を提出することが必要です。

・住民税が判明している直近の年度とは、平成29年度となります。

・住民税が判明している直近の年度とは、平成29年度となります。家計支持者が父母2人の場合は、父母両方の住民税の所得割額が0円であることが必要です。

・「均等割額」は0円である必要はありません。

高等専門学校

2. 家計基準

家計の基準額は、世帯人員、就学者の有無によって異なります。

家計支持者(父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

(単位:万円)

国立高等専門学校(1~3年生)							
世帯人数	通学形態	第一種奨学金		第二種奨学金		第一種・第二種併用	
		給与所得 (注1)〈収入 金額〉	給与所得以 外(注2)〈所 得金額〉	給与所得 (注1)〈収入 金額〉	給与所得以 外(注2)〈所 得金額〉	給与所得 (注1)〈収入 金額〉	給与所得以 外(注2)〈所 得金額〉
2人	自宅	682	303	-	-	-	-
	自宅外	725	333	-	-	-	-
3人	自宅	576	229	-	-	-	-
	自宅外	619	259	-	-	-	-
4人	自宅	665	291	-	-	-	-
	自宅外	707	321	-	-	-	-
5人	自宅	834	426	-	-	-	-
	自宅外	894	486	-	-	-	-

(単位:万円)

国立高等専門学校(4・5年生・専攻科)							
世帯人数	通学形態	第一種奨学金		第二種奨学金		第一種・第二種併用	
		給与所得 (注1) 〈収入金額〉	給与所得 以外(注2) 〈所得金額〉	給与所得 (注1) 〈収入金額〉	給与所得 以外(注2) 〈所得金額〉	給与所得 (注1) 〈収入金額〉	給与所得 以外(注2) 〈所得金額〉
2人	自宅	687	307	1,005	597	663	290
	自宅外	729	336	1,034	626	705	319
3人	自宅	582	233	978	570	555	214
	自宅外	623	262	1,007	599	596	243
4人	自宅	660	288	1,062	654	632	268
	自宅外	702	317	1,091	683	673	297
5人	自宅	850	442	1,246	838	830	422
	自宅外	908	500	1,304	896	888	480

(注1) 給与所得者: 源泉徴収票の支払い金額

(注2) 給与所得以外: 確定申告書等の所得金額

この表は、以下の家族構成を想定したものです。また、給与所得世帯については、主として家計を支えている人が給与収入で、その他に家計を支えている人が無職無収入の場合を想定したものととなります。

2人世帯: 父母どちらか、本人

3人世帯: 父、母、本人

4人世帯: 父、母、本人、弟妹1人(公立高校生)

5人世帯: 父、母、本人、弟妹2人(公立高校生、公立中学生)

※2人世帯については、「母子・父子世帯」の控除を受けることができるため、3人世帯や4人世帯よりも上限額が高くなっています。